

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 寄せられた質問に対する回答

(資料Ⅰの35ページについて)

問1 個別支援計画の交付時に署名もしくは押印をもらうこととなっているが、個別支援計画案の段階で署名もしくは押印をもらう必要があるのか。

(答)

個別支援計画の原案についても、利用者に説明し同意を得ることとなっており、説明・同意の過程が記録として明確に残るようにするため署名または押印を必要としている。

※解釈通知：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(資料Ⅰの11ページについて)

問2 就労選択支援の対象者について、10月以降は、新規で就労移行支援又は就労継続支援を利用する人は全員対象者となるが、すでに就労移行支援又は就労継続支援を利用中の人は対象となるのか。

(答)

就労選択支援については、既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者にあつては、障害者本人の希望に応じて利用することができることとされる。

※通知：

就労選択支援の実施について（令和7年3月31日障発0331第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(資料1の22ページについて)

問3 地域連携推進会議とは、自立支援協議会への参画や地域における町会活動（総会出席など）への参画も含まれるのか。

(答)

「自立支援協議会」と「町会活動」への参加は、運営基準で求められている「地域連携推進会議」の開催とはみなされない。

「地域連携推進会議」は、事業者自身が主体となって開催し、自らの事業運営について報告・協議する会議であるため、地域連携推進会議の手引きに沿って開催する必要がある。

※解釈通知：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

地域連携推進会議の手引き（令和5年度障害者総合福祉推進事業・障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究）

問4 欠席時対応加算について、請求ソフトに入力する項目がある場合、その項目への入力で算定要件を満たすことはできるのか。

(答)

欠席時対応加算については、指定障害福祉サービス等の利用者又は障害児が、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、利用者若しくはその家族等又は障害児若しくはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者又は障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定することとされることから、請求ソフトに当該記録を残すことができる仕様なのであれば算定要件を満たすこととなる。

※報酬告示：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

児童福祉法に基づく指定入通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）